

令和4年

松前町議会

第2回臨時会会議録

令和4年 4月18日 開会

令和4年 4月18日 閉会

松前町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

目 次

○提出案件及び議決結果一覧表	1 頁
----------------------	-----

令和4年 4月18日(月曜日) 第1号

○議事日程	3 頁
○会議に付した事件	3 頁
○出席議員	3 頁
○欠席議員	3 頁
○出席説明員	3 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員	4 頁
○議長あいさつ	5 頁
○開会宣告・開議宣告	5 頁
○諸般の報告・議事日程	5 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	5 頁
○日程第2 議会運営委員会報告	5 頁
○日程第3 会期の決定	5 頁
○日程第4 報告第3号 専決処分報告について(提案説明・質疑・討論・採決)	6 頁
○日程第5 議案第21号 令和4年度松前町一般会計補正予算(第2回)(提案説明・質疑・討論・採決)	7 頁
○日程第6 議案第22号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について(提案説明・質疑・討論・採決)	11 頁
○日程第7 議案第23号 財産の取得について(提案説明・質疑・討論・採決)	12 頁
○日程第8 議案第24号 財産の取得について(提案説明・質疑・討論・採決)	12 頁
○日程第9 意見書案第1号 北朝鮮による弾道ミサイルの発射に対し厳重な抗議と挑発行為の即刻中止に向け毅然とした対処を求める意見書について(提案説明・質疑・討論・採決)	13 頁
○閉会宣告	14 頁

提出案件及び議決結果一覧表

1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
2 1	令和4年度松前町一般会計補正予算(第2回)	4. 4. 18	原案可決
2 2	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
2 3	財産の取得について	同 上	同 上
2 4	財産の取得について	同 上	同 上
報告3	専決処分報告について	同 上	承認

2. 議会提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
意見書案 1	北朝鮮による弾道ミサイルの発射に対し嚴重な抗議と挑発行為の即刻中止に向け毅然とした対処を求める意見書について	4. 4. 18	原案可決

令和4年 4月18日（月曜日）第1号

令和4年
松前町議会第2回臨時会
令和4年 4月18日(月曜日) 第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 議会運営委員会報告
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 報告第3号 専決処分報告について
 - 日程第5 議案第21号 令和4年度松前町一般会計補正予算(第2回)
 - 日程第6 議案第22号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
 - 日程第7 議案第23号 財産の取得について
 - 日程第8 議案第24号 財産の取得について
 - 日程第9 意見書案第1号 北朝鮮による弾道ミサイルの発射に対し厳重な抗議と挑発行為の即刻中止に向け毅然とした対処を求める意見書について
-

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 議会運営委員会報告
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 報告第3号 専決処分報告について
 - 日程第5 議案第21号 令和4年度松前町一般会計補正予算(第2回)
 - 日程第6 議案第22号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
 - 日程第7 議案第23号 財産の取得について
 - 日程第8 議案第24号 財産の取得について
 - 日程第9 意見書案第1号 北朝鮮による弾道ミサイルの発射に対し厳重な抗議と挑発行為の即刻中止に向け毅然とした対処を求める意見書について
-

◎出席議員(12名)

議長 12番 伊藤幸司君	副議長 11番 堺繁光君
1番 疋田清美君	2番 飯田幸仁君
3番 沼山雄平君	4番 宮本理恵子君
5番 福原英夫君	6番 近江武君
7番 工藤松子君	8番 西川敏郎君
9番 梶谷康介君	10番 斉藤勝君

◎欠席議員(0名)

◎出席説明員

町 長 石 山 英 雄 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長
尾 坂 一 範 君
保健福祉課長 堀 川 昭 彦 君
教 育 長 宮 島 武 司 君
監 査 委 員 藤 崎 秀 人 君

副 町 長 若 佐 智 弘 君
政策財政課長 佐 藤 隆 信 君
税務課長兼会計管理者 三 浦 忠 男 君
町 民 課 長 岩 城 広 紀 君
学校給食センター所長 鍋 谷 利 彦 君
監査委員事務局長 鍋 島 孝 明 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員
議会事務局長 鍋 島 孝 明 君
議会事務局主任 三 上 大 輔 君

議会事務局次長 佐 藤 巧 君

◎議長あいさつ

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶を申し上げます。

本日、令和4年松前町議会第2回臨時会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

◎開会宣告・開議宣告

○議長(伊藤幸司君) ただ今から令和4年松前町議会第2回臨時会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

◎諸般の報告・議事日程

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番宮本理恵子君、5番福原英夫君、以上2名を指名致します。

◎議会運営委員会報告

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、沼山雄平君。

○議会運営委員会委員長(沼山雄平君) 先程開催された議会運営委員会において、本臨時会の会期は本日1日限りと致しまして、議事日程につきましては、お手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

◎会期の決定

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日限りと致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

◎報告第3号 専決処分報告について

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、報告第3号、専決処分について、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(三浦忠男君) おはようございます。

ただ今議題となりました報告第3号、専決処分報告について、その内容をご説明させていただきます。

緊急執行を要した松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めようとするものであります。

それでは、報告第3号の4枚目、タブレットも4枚目でございます。説明資料として添付しております、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要をお開き願います。

まず、改正の趣旨でございます。地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第133号)が、令和4年3月31日に交付され、令和4年4月1日に施行されることから、令和4年度課税分の課税限度額を法定限度額と同額とするため、令和4年3月31日付けをもって専決処分させていただき、国民健康保険税条例の規定の整理を行ったものでございます。

専決処分を行った理由でございますが、これまでは法定限度額の政令の改正は年度末に交付され、4月1日から施行されることから、その後に条例改正を行い、4月1日施行とした場合、不利益、不遡及の原則に反するという考え方から、毎年12月定例会において条例改正をし、翌年度から施行するというところで、1年遅れで同額となっておりました。また、これまでは市町村ごとに国保を運営しておりましたが、平成30年4月から都道府県とともに国保運営をすることになりました。現在北海道は市町村間で大きな差のある国保税を標準化、統一化し、全道で公平な負担に近づけていくことを目指して取り組んでいるところでございます。

このようなことから、松前町としても法定限度額と同額とするために、公布日である3月31日付けで専決処分をさせていただき、不利益、不遡及の原則に反しない形で令和4年度の法定限度額と同額としたところでございます。

次に、改正の内容でございます。中段の表をご覧ください。各年度の課税限度額を示してございます。令和3年度の欄をご覧ください。松前町の課税限度額を示しております。上段から医療給付費分63万円、後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分17万円、合計限度額99万円となっております。また、括弧内の数字が法定限度額、地方税法施行令で定められている課税限度額でございます。

令和3年度は改正がなかったため、法定限度額と松前町の課税限度額は同額でございました。

次に、令和4年度です。医療給付費分を65万円に、後期高齢者支援金分を20万円に、介護納付金分は変わらず17万円、合計限度額を102万円にしたものであります。

この改正の施行期日等であります。令和4年4月1日から施行し、改正後の松前町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によらうとするものです。

なお、今回の改正による影響額でございます。令和3年度当初課税ベースで、対象世帯で11世帯、31万5千400円の課税額の増額が見込まれるところでございます。

新旧対照表につきましては、次のページ以降に掲載しておりますので、ご参照願います。

以上が報告第3号の専決処分報告、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

報告第3号を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、報告第3号は承認することに決定しました。

◎議案第21号 令和4年度松前町一般会計補正予算(第2回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、議案第21号、令和4年度松前町一般会計補正予算(第2回)についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤隆信君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第21号、令和4年度松前町一般会計補正予算(第2回)は、姉妹都市福島県伊達市への地震被害に対する見舞金と、令和3年度実施予定だった元気づくりシステム事業のプログラムが、新型コロナウイルス感染症拡大防止により実施できなかった分を令和4年度で実施するための経費の補正でございます。

それでは、議案に基づき説明させていただきます。

令和4年度松前町の一般会計補正予算(第2回)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ431万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億7千549万円とするものでございます。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、歳入歳出の詳細を事項別明細により説明させていただきます。まずは歳出からです。7ページをご覧ください。

3. 歳出です。2款1項1目25節、令和4年3月発生 of 福島県沖の地震による災害被災地見舞金(姉妹都市伊達市)で、300万円の追加計上です。これは、去る3月16日午後11時36分に福島県沖でマグニチュード7.4もの大地震が発生し、姉妹都市である伊達市では、最大震度6弱を記録しました。幸いにも伊達市では死亡者もなく、負傷者も数名でありましたが、道路、橋りょう、公共施設に被害が拡大し、民家への被害につい

てはまだ把握している最中であるという状態であります。人的被害はなかったものの、建物等被害は甚大であったことから、松前町として伊達市に対し、被災地見舞金を送るための経費の計上です。

8 ページです。4 款 1 項 1 目 1 2 節 元気づくりシステムコーディネーター支援業務委託料で、1 3 1 万 8 千円の追加計上です。これは、令和 3 年度に実施を予定していた元気づくりシステムプログラムの 2 月実施分が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため延期され、3 月いっぱいまで実施を検討しましたが、感染拡大が終息に至らなかったため、中止としたところですが、実施しなければならないプログラムであることから、令和 4 年度の当初予算に追加して実施する不足分の経費の計上です。

以上が歳出です。次に歳入です。6 ページをご覧ください。

2. 歳入です。1 0 款 1 項 1 目 1 節 地方交付税で、4 3 1 万 8 千円の追加計上です。これは、歳出額に対する財源対応による計上分です。

以上が歳入です。2 ページをご覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算補正で、歳入です。歳入合計が、補正前の額 5 5 億 7 千 1 1 7 万 2 千円に、補正額 4 3 1 万 8 千円を追加し、補正後の額を 5 5 億 7 千 5 4 9 万円にするものでございます。

3 ページです。歳出です。歳出合計につきましても歳入同様、補正前の額に補正額 4 3 1 万 8 千円を追加し、補正後の額を 5 5 億 7 千 5 4 9 万円にするものでございます。

以上で議案第 2 1 号、令和 4 年度松前町一般会計補正予算(第 2 回)の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

5 番 福原君。

○5 番(福原英夫君) ちょっと 1 点だけ、ページ 8 ページの関係。担当職員は一生懸命頑張ってるっていうのは、広報等々で十分に熟知しておりますけれど、今回はこれは当初予算では今年 2 0 1 万 9 千円、それで去年は業務委託料がほとんど実施できなかったというふうに捉えていいんでしょうか。

だから、補正減したものを今回は実施したいものだから、補正として計上したっていうふうに捉えていいんでしょうか。ちょっとそここのところは答弁してもらいたいと。

○議長(伊藤幸司君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) おはようございます。

ただ今の福原議員のご質問にお答えしたいと思います。議案 8 ページの元気づくり委託料でございます。今、福原議員の方から当初予算 2 0 1 万 9 千円というお話がされてましたけれど、これらに係る委託料につきましては二本立てで計上されておまして、今回の補正につきましては、当初予算で 5 3 万 9 千円を計上してあるコーディネーターの支援業務の補正に係る増加分ということでございます。

事業につきましては、この支援業務、コーディネーターの支援業務でございまして、二通りのコースがございます。一つは集落コースということと、元気づくりコースということになっております、失礼しました集会場コースですね。

それで、今回実施できなかったのは、このプログラムの流れと致しまして、まずは職員が地域に入って集会場コースを実施して、その後、地域の方のみで元気リーダーコースというものを実施すると。それで、今回は 2 月に実施する予定でした、この元気リーダーコース、住民の、町民の方々が主体でやる部分の研修ができなかったということでございまして、この部分を年度の早い時期にやらなければ、R 4 年度の事業展開に一つ支障が来す

ということで補正させていただくところがございます。以上でございますので、よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 5番福原君。

○5番(福原英夫君) そうすると支援業務委託料、当初で53万9千円、こう見てみたけども、この支援業務委託料の130万1千900円っていうのは、去年実施できなかったものを今年やる、そしてリーダーを育てるっていうことですか。この元気づくりシステムで実施している人達の中からリーダーを育てるっていう捉え方で、そのためにお金使うよっていうことでいいんでしょうか。答弁願います。

○議長(伊藤幸司君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) まず、前段の去年できなかった部分の事業ですかっていうことで、それはそのとおりでございます。

それから二つ目、2点目でございますけど、これ若干ちょっとわかりづらいかもかもしれませんが、地域で自主的に実施していただくというために、それを町の職員がコーディネーターとなって指導するんですけれど、この町の職員に我々が委託する元気づくり大学の方で、住民が主体するためには、こういうやり方で指導していきますよという、まず職員の研修をするための予算でございます。それをもって地域に入って、地域の方に町職員であるコーディネーターが指導していくというような状況でございます。よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 5番福原君。

○5番(福原英夫君) 大分わかってきました。元気づくりのシステムを企画立案してる会社から、この担当者が何人か来て、松前町で直に職員に指導すると。それがやり残したもんだから、今年の当初でやりたいよというふうなことでいいですか。そうであれば、ちょっと言っていて、答弁していただいて、私の質問、これで終わりなもんですから。

○議長(伊藤幸司君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) 今、福原議員がおっしゃられたような仕組みでございます。よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 7ページのお見舞い金に対してお尋ね致します。被災された伊達市の方々には心からお見舞い申し上げたいと思います。そういう観点からすれば、このお見舞い金は何も申し上げることはないんですけれどもね、やはり多ければいいってもんでもないし、少なければ、何でこんな金額なんだってことになるんですけれどもね、この300万を決定された、その経緯経過、考え方ってのは説明していただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 梶谷議員の質問にお答え申し上げます。梶谷議員おっしゃるとおり、多ければ多いほど、小さければ小さいっていうか、本当に難しい、どのぐらいにするかっていうのをかなり協議致しました。

それで、参考としましたのが、令和元年に台風19号の影響を受けた時の被害、これも結構甚大な被害を伊達市の方で受けたんですが、その時に見舞金として300万円を支援したというふうな経緯を踏まえて、同額にしようというふうな形で決定して、予算計上に至ったところであります。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 経緯はね、そういうことで理解はできますけれども、災害の程度、

中身、そうしたものがね、令和元年でしたっけ、あの当時の中身と今回とは私は大分違うと思うんですけどもね、額的には違いはないよね、その辺なんですよ。だから、やはりお見舞いするっていうことに対して私異議を唱えてるつもりはないんですけどもね、やはり災害の状況によっては手を差し伸べなければいけない部分あると思いますし、前段で申し上げましたようにね、少なければ少ないでまたいろいろ考えなければいけない点もあるんですよ。

この300万っていう基準がね、今回の災害の程度と令和元年度との違いはね、そういう議論する過程でどんな意見の集約ってのかね、そういうものがありましたか。違って私はいいでないかなと思うんですけども、どうですか。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 確かに梶谷議員おっしゃるとおりで、令和元年の時の災害とやっぱり被害は全然違います、令和元年の時は、相当な被害がありました。ただ、令和元年の時には300万の見舞金の他に避難所、かなりの数の避難所を開設したということで、運搬費も含めまして食糧品等の支援も160万やっております。更には避難所の運営なりガレキの処理などで職員を2人2週間派遣しております。その辺も加味しながら、今回は避難所の開設等もすぐ終了したっていうか、閉鎖したんですけども、それらの部分については、今回は必要ないだろうと、職員の派遣も必要ないだろうというふうな形で、金額だけは同額にしようというふうな形で決定した次第でございますので、ご理解お願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) よくわかりました。ただね、今金額的に同額に抑えたってことも理解致します。前回これにプラスお見舞いの形ってのはあったんですけども、今回はそこで止めてしまったと。少なくとも見舞いのこの気持ちってのはね、金額だけじゃないし、やはり、当然町長はじめ立場の方が、相手の方にはお見舞いの気持ちを伝えていると思いますけれども、その辺はどうですかね。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) お見舞いの気持ちの話も出ました、当然地震ありまして、すぐ次の日、こちらの方から、夜中だったものですから、すぐ連絡して被害の状況だとか確認にすぐ行動したわけなんですけど、やはり伊達市についても相当混乱して、電話もなかなか繋がらないような状況でしたので、少し落ち着いてから被害状況だとか。ただ1週間くらい経っても全然まだ把握できてないというふうな形で、実は伊達市の市長さんが4月4日に記者会見しまして、被害の報告って言いますか、どのぐらいの被害だっというふうなことを報道発表してございます。それを受けて、我々も初めてどのぐらいの被害だっというふなのがあったのが現状でありました。

ということで、その時点で実際にどれだけの見舞金を出すかとか、どういう支援ができるだとかも含めて、それ以降に協議したっというふうな形でありますので、ご理解願いたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第21号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第6、議案第22号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) それでは、ただ今議題となりました、議案第22号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

説明資料として添付しております概要の1ページ、タブレット上では5ページをお開き願います。1、改正の趣旨であります。令和3年度の国家公務員の給与改定に関する人事院の勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行による国家公務員の給与を踏まえ、職員及び特別職等の期末手当支給率の改定に係る規定を整理するため、関連する条例を改正しようとするものであります。

ただし、国家公務員の令和3年12月の期末手当の改定、0.15ヶ月分の引き下げに相当する額を令和4年6月支給分で減額調整する措置は、給与条例主義により給与を受ける権利を侵害する、事実上の不利益、不遡及の原則に反する可能性があることから、当町においてはこの減額措置を適用しないものとするものであります。

2、改正の内容であります。(1)は、職員の給与に関する条例の一部改正であります。アとしまして、再任用職員以外の職員は期末手当を0.15ヶ月分引き下げ、期末勤勉手当合計で、年間4.30ヶ月分に改めようとするものであります。イとしまして、再任用職員は、期末手当を0.10ヶ月分引き下げ、期末勤勉手当合計で、年間2.25ヶ月分に改めようとするものであります。

2ページ、タブレット上の6ページをお開き願います。次に、(2)一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部改正であります。期末手当を0.10ヶ月分引き下げ、年間3.25ヶ月に改めようとするものであります。次に、(3)町長等の諸手当額並びにその支給条例から(5)議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例までの一部改正であります。それぞれ期末手当を0.15ヶ月分引き下げ、年間4.30ヶ月分に改めようとするものであります。

次に、3、施行期日で、交付の日から施行致そうとするものであります。

次に、4、新旧対照表で、別紙のとおり3ページから5ページまでに、タブレット上では7ページから9ページまでに添付しておりますので、ご参照願います。

次に、5、その他としまして、国家公務員における期末手当の減額調整措置の適用職員、減額調整額、減額調整時期等を記載しておりますので、ご参照願います。

今回の条例改正による期末手当の制度改正による影響額は、特別職などを含め、一般会計で725万円の減額見込みであります。

以上が、議案第22号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

- 議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

- 議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。
お諮り致します。

議案第22号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

- 議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号 財産の取得について

- 議長(伊藤幸司君) 日程第7、議案第23号、財産の取得についてを議題と致します。
提出者の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長(尾坂一範君) ただ今議題となりました議案第23号、財産の取得について、その内容をご説明申し上げます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

本件の契約方法は、投票用紙自動交付機を選定するにあたり、投票用紙の色を自動で判別し、選挙種類ごとの取り違え防止機能を備えた機種を唯一製造販売しております、取得の相手方であり、株式会社ムサシと随意契約の方法により、契約を締結しようとするものであります。

取得する財産は投票用紙自動交付機で、去る4月1日に仮契約しております。取得数量は60台、取得価格は1千650万円、取得の相手方は、札幌市北区北12条西3丁目1番15号に住所を有します株式会社ムサシ札幌支店支店長古谷剛文でございます。

以上が、議案第23号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

- 議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

- 議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。
お諮り致します。

議案第23号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

- 議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号 財産の取得について

- 議長(伊藤幸司君) 日程第8、議案第24号、財産の取得についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) ただ今議題となりました議案第24号、財産の取得について、その内容をご説明申し上げます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるようとするものであります。

取得する財産は北海道市町村備荒資金組合が購入し、当該組合から松前町が譲渡を受ける学校給食配送車でございます。当該学校給食配送車は、去る4月5日に譲受申請を行い、4月12日付けで譲渡決定を受けてございます。取得数量は1台、取得価格は797万5千円、取得の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内に住所を有します北海道市町村備荒資金組合組合長山口幸太郎でございます。

なお、入札の結果等につきましては、参考資料として添付しておりますので、ご参照願います。

以上が、議案第24号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第24号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第1号 北朝鮮による弾道ミサイルの発射に対し厳重な抗議と挑発行為の即刻中止に向け毅然とした対処を求める意見書について

○議長(伊藤幸司君) 日程第9、意見書案第1号、北朝鮮による弾道ミサイルの発射に対し厳重な抗議と挑発行為の即刻中止に向け毅然とした対処を求める意見書についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。9番梶谷康介君。

○9番(梶谷康介君) 意見書案第1号、北朝鮮による弾道ミサイルの発射に対し厳重な抗議と挑発行為の即刻中止に向け毅然とした対処を求める意見書について、提案説明を致します。提出者並びに賛成者については、記載のとおりです。

意見書案の内容ですが、令和4年3月24日、北朝鮮から弾道ミサイルが発射され、渡島半島の西方約150キロメートルの日本海付近に落下したものと推定される。同海域は多くの漁船が操業を行っている渡島大島や松前小島にも近く、フェリーやタンカー等の大型船も航行している。

幸いにも航空機や船舶などの被害はなかったが、北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射は、日本、アジアだけでなく国際社会の平和と安全を脅かす、決して許されない暴挙である。日本国民の生命、身体、財産、領海、領土の安全を脅かし、航行、操業する船舶

や漁船、航空機に対し重大な危険を及ぼす行為は、断じて容認できない。また、国連における強い制裁措置を無視し、国連安保理決議に反する行為を繰り返す北朝鮮の行動には、極めて強い憤りと不安を覚えるものである。よって、松前町議会は、弾道ミサイル発射に対し、厳重に抗議するとともに、政府に対し、北方警備の強化と北朝鮮が断じてこのような行為を繰り返さないよう、国際社会と連携し、日本国及び周辺国の平和と安全を脅かす挑発行為の即刻中止に向けて毅然とした対処することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

意見書案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(伊藤幸司君) 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は全て議了致しました。これをもって令和4年松前町議会第2回臨時会を閉会致します。

どうもご苦勞様でした。

(閉会 午前10時35分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 宮 本 理恵子

署名議員 福 原 英 夫